
串間市

第2期子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

串間市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画期間、対象.....	7
第2章 串間市の子育てを取り巻く現状.....	8
第1節 串間市の現状	8
第2節 ニーズ調査結果からみえる子ども・子育ての状況	14
第3節 教育・保育事業所調査結果からみえる子ども・子育ての状況.....	23
第4節 第1期計画の総括.....	25
第3章 第2期計画の基本的な考え方	38
第1節 基本理念.....	38
第2節 基本的視点	39
第3節 基本目標.....	40
第4節 施策体系.....	42
第5節 施策の方向性	43
第4章 量の見込みと確保方策	51
第1節 教育・保育提供区域	51
第2節 子どもの人口の見通し	52
第3節 幼児教育・保育の需要量及び確保方策	53

第5章 計画の推進体制 64

第1節 市民、関係機関等との連携 64

第2節 計画の推進・点検体制 64

資料編 65

第1節 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例 65

第2節 計画策定の経過 66

第3節 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿 67

第4節 国の制度等の概要 68

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 社会背景

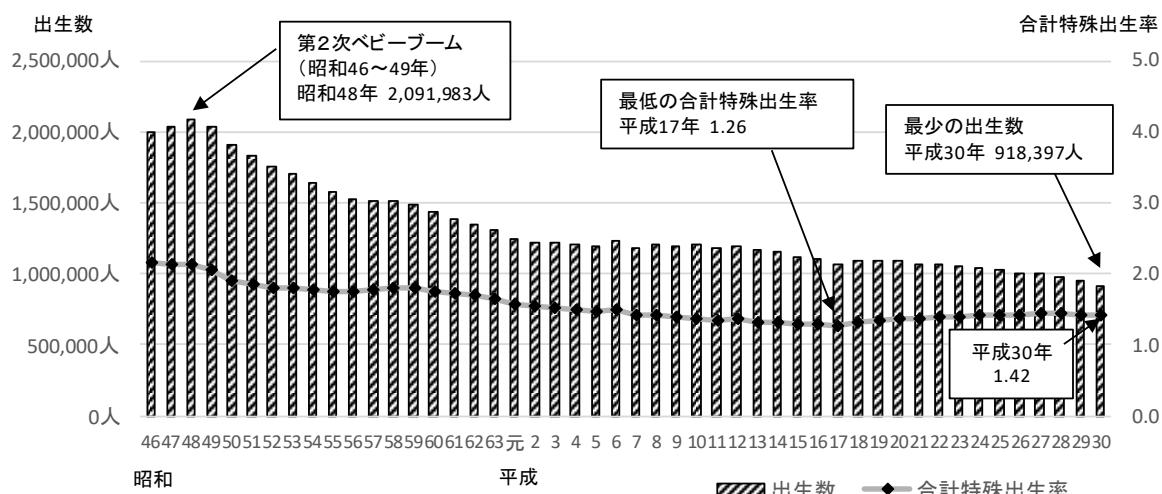
我が国においては、少子高齢化の進行や核家族化の進行とともに、就労環境の変化や子どもの貧困問題、児童虐待問題等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことがますます必要となっています。

また、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26となって以降、緩やかな回復傾向がみられるものの、出生数は平成28年以降100万人を下回り、平成30年は91.8万人にまで落ち込んでいます。

このような状況下において、国では少子化対策として、平成17年から10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されるとともに、平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27(2015)年度から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。全国の市区町村では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、近年においては、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出典：人口動態調査（合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

2 主な国の動き

時 期	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明示
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。（⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025年）3月末までの時限立法に延長
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の待遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	・令和2年度末（2020年）までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%達成を目指す
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引下げ
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プランの策定	・放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
令和元年 (2019)	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	・後述の<参考>を参照
	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	・10月より、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3~5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0~2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化 ・認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象

◆参考 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正概要

①「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- 放課後児童健全育成事業について、放課後子ども教室との一体型の推進や、学校施設の徹底的な活用。
- 地域における女性就業率の動向をも配慮した目標事業量の設定。

②児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進。
- 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等に向けた体制の充実等。

③その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- 市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等。
- 障害児福祉計画との調和の確保。

④幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記

- 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。
など

◆参考 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正概要

- 「新・放課後子ども総合プラン」の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加。
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記。
- 社会的養育の充実について、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」に基づき、策定する旨更新。
など

3 串間市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

本市では、平成 17 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「串間市次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成 17 年度～平成 21 年度)及び、「串間市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成 22 年度～平成 26 年度)を策定してきました。

その後、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、「串間市子ども・子育て支援事業計画」(平成 27 年度～平成 31 年度)を策定し、『地域で子育てを応援し 子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間』を基本理念とし、家庭での子育てを基本としながらも、子どもが健やかに育ち、親自身も子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していく過程を地域全体であたたかく見守り支えるまちを目指し、様々な支援に取組んできました。

◆参考 「子ども・子育て支援法」（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆参考 「次世代育成支援対策推進法」（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

4 計画策定の趣旨

本市では、現行計画である「子ども・子育て支援事業計画」において、令和元年度が計画期間の最終年度となることから、「子ども・子育て支援法の一部改正」や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定します。

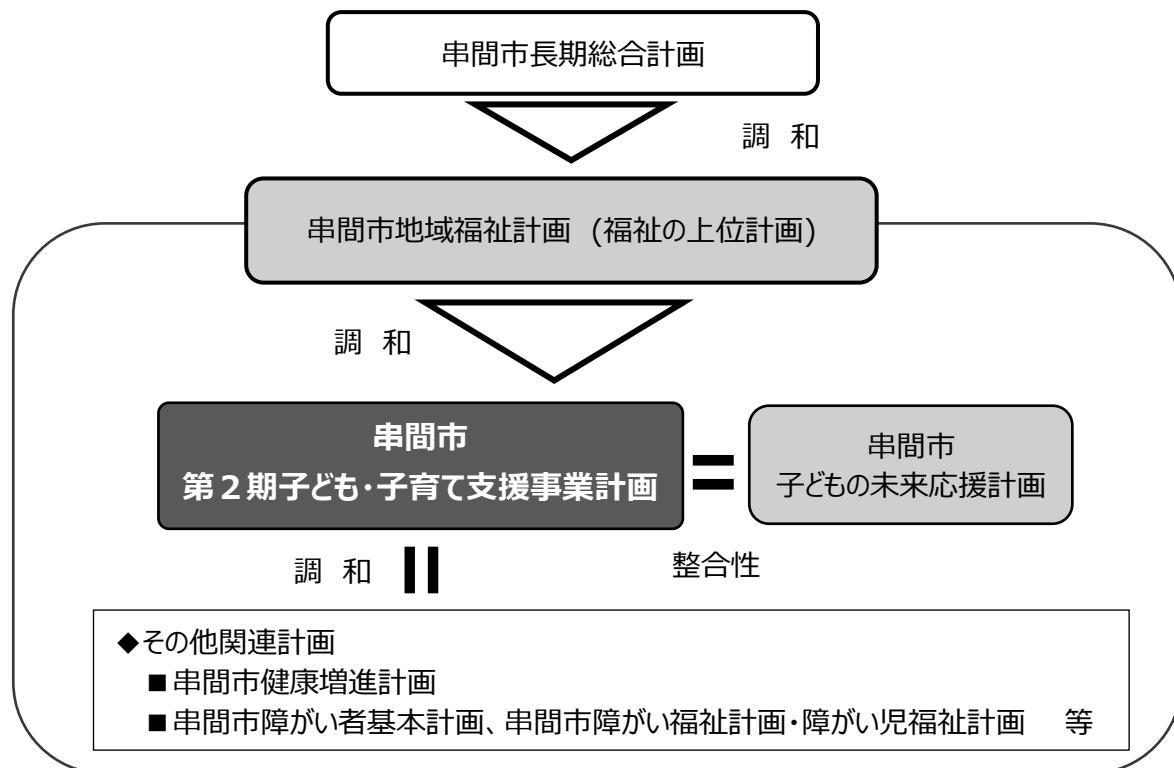
なお、「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの5年間の事業成果や課題、新たに求められる政策及び近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえ、第1期計画の基本理念及び施策の方向性を継承し、策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第2期計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、第2期計画は「串間市長期総合計画」を最上位計画とし、福祉計画の上位計画に位置づけられる「串間市地域福祉計画」や計画の対象者が本計画と同じ「串間市子どもの未来応援計画」と整合性を図るとともに、「串間市健康増進計画」、「串間市障がい者基本計画」、「串間市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

上位・関連計画との関係



第3節 計画期間、対象

第2期子ども・子育て支援事業計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

平成 22年度～26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
串間市 次世代育成 支援行動計画 (後期計画)	第1期計画						第2期計画			
	中間 見直し						必要に 応じて 見直し			

計画対象

本計画は、串間市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応していきます。

第2章 串間市の子育てを取り巻く現状

第1節 串間市の現状

1 人口・世帯

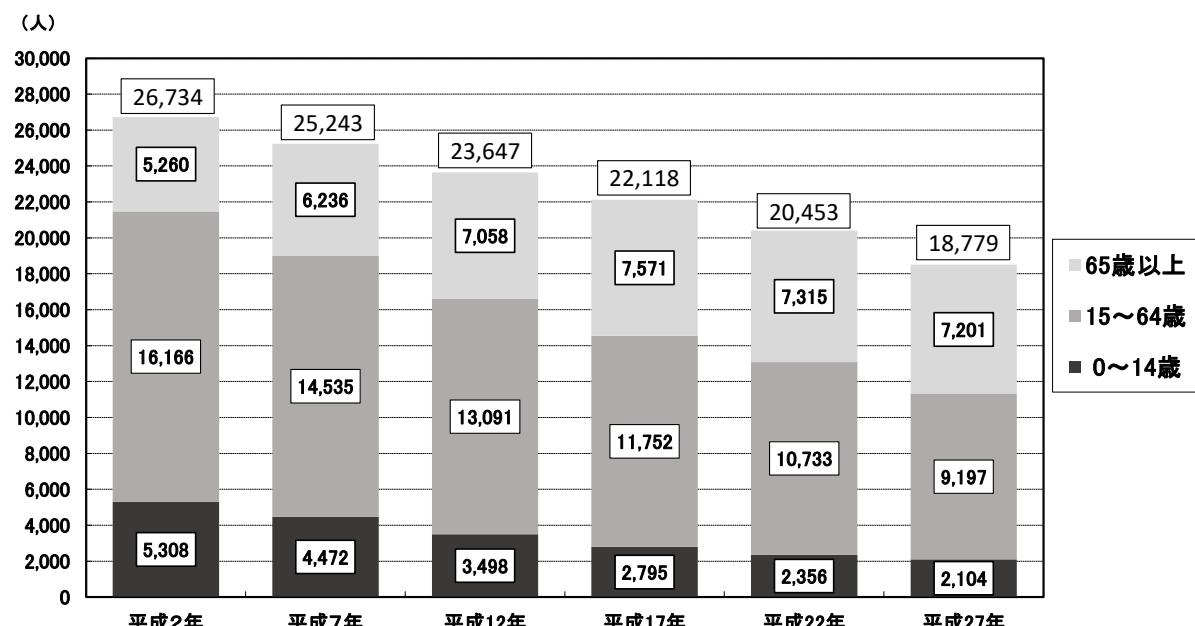
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、平成27年現在で18,779人となっており、減少傾向が続いている。

年齢3区分別でみると、平成27年現在0～14歳の年少人口は2,104人、年少人口比率は11.2%となっており、平成2年から年少人口数、年少人口率ともに減少しています。

一方、平成27年現在65歳以上人口は7,201人、高齢化率は38.3%となっており、平成2年以降上昇を続けており、ますます高齢化が進行しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



※平成22年、27年の総人口と年齢3区分の合計人口は、年齢不詳が含まれているため一致しない。

出典：国勢調査（各年10月1日）

◆年齢3区分別人口比率

単位：%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0~14歳	19.9	17.7	14.8	12.6	11.5	11.2
15~64歳	60.5	57.6	55.4	53.1	52.5	49.0
65歳以上	19.7	24.7	29.8	34.2	35.8	38.3

(2) 就学前及び小学生（0～11歳）人口

本市の0～11歳人口をみると、就学前児童数は、平成27年以降減少傾向となっています。また、小学生児童数は、平成27年以降増減を繰り返しています。

合計では平成29年に前年を下回って以降は減少傾向が続いており、平成31年は就学前児童812人、小学生児童890人、合計1,702人となっています。

就学前及び小学生（0～11歳）人口の推移

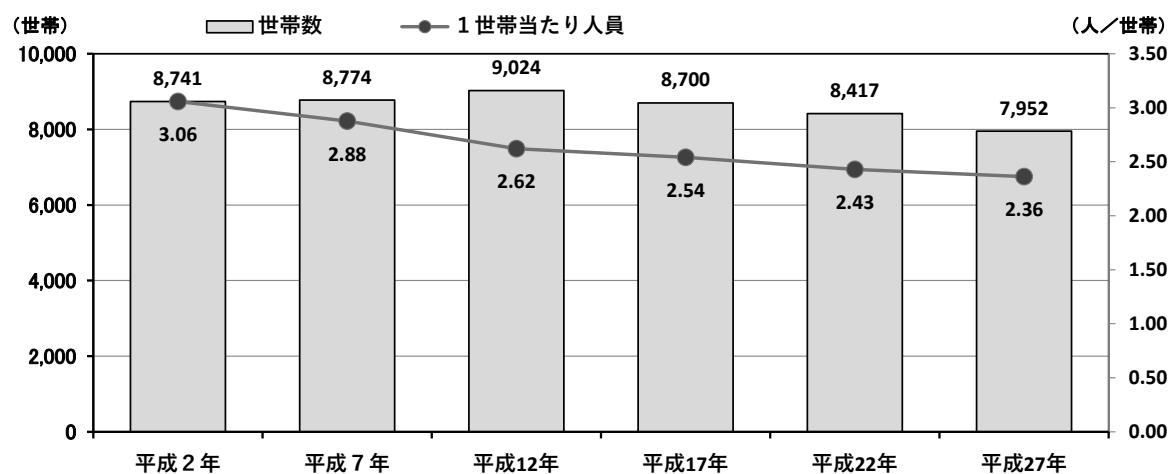
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	139	140	120	112	132
1歳	146	143	138	125	118
2歳	151	149	147	136	129
3歳	176	157	146	153	136
4歳	148	170	156	145	157
5歳	165	144	170	154	140
就学前児童数 計	925	903	877	827	812
6歳	133	160	143	168	157
7歳	135	129	157	141	169
8歳	173	134	129	156	137
9歳	147	170	137	131	160
10歳	145	140	170	137	132
11歳	150	149	140	168	135
小学生児童数 計	833	882	876	902	890
合 計	1,758	1,785	1,753	1,729	1,702

出典：住民基本台帳人口（各年4月1日）

(3) 世帯数等

本市の世帯数、1世帯当たり人員は、平成27年現在7,952世帯、2.36人となっており、世帯数は平成12年以降、1世帯当たり人員は平成2年以降減少が続いている。

世帯数等の推移



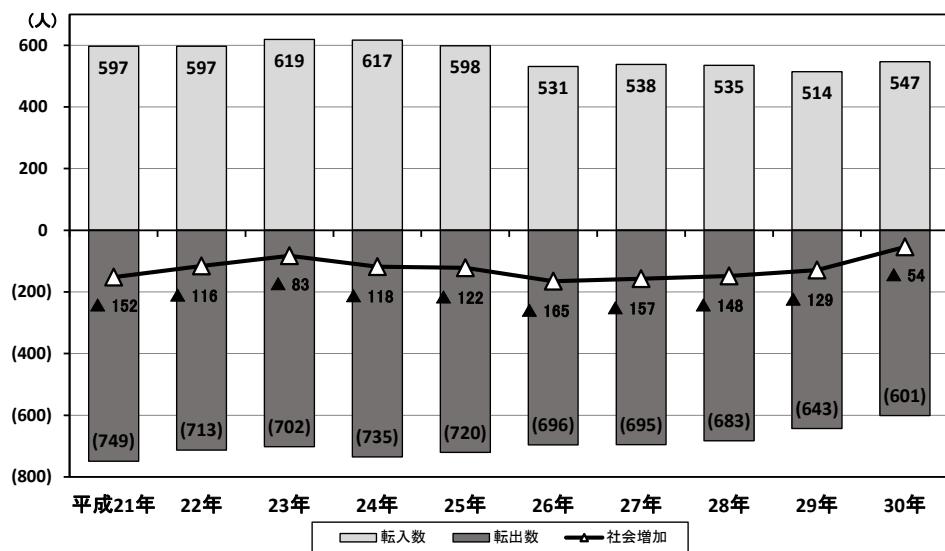
出典：国勢調査（各年10月1日）

2 人口動態

(1) 社会動態

本市の社会増減(転入と転出の差)をみると、平成 26 年から平成 28 年までは 150 人前後で転出超過となっていますが、その後転出数は減少傾向で、平成 30 年は 54 人となっています。

社会増減の推移

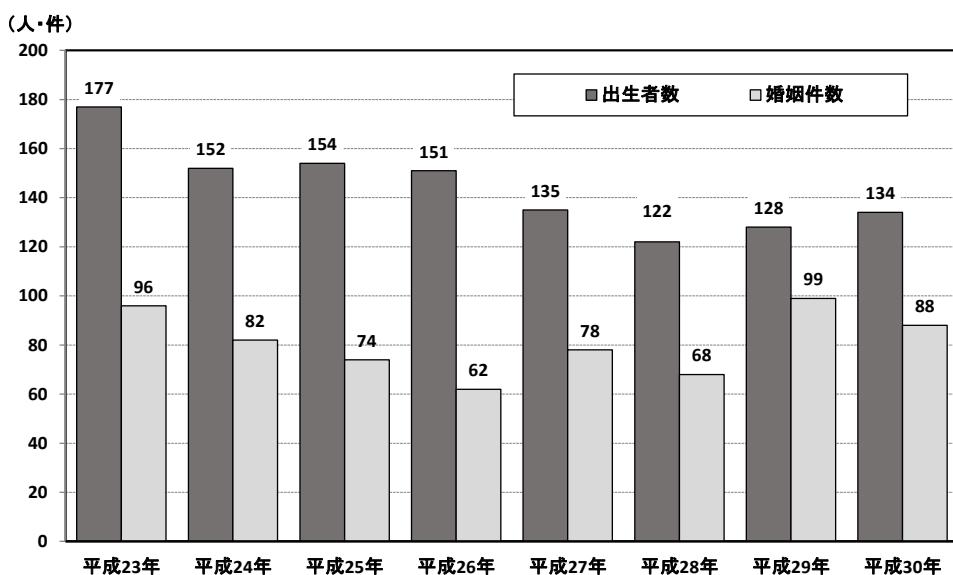


出典：平成 31 年 1 月 1 日 住民基本台帳人口・世帯数、人口動態（総務省）

(2) 婚姻及び出生数

本市の婚姻件数は、年によってばらつきがありますが、おおむね 60~100 件の範囲で推移しています。また出生数は、平成 26 年以降減少傾向でしたが、平成 29 年以降は増加傾向となっています。

婚姻及び出生数の推移



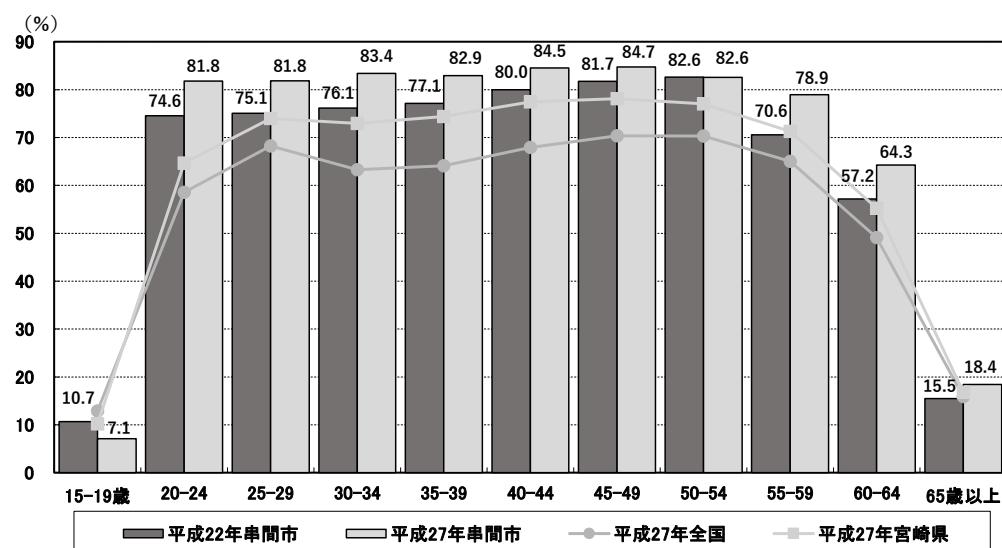
出典：串間市統計書

3 就業状況

(1) 女性の就業率

本市の女性の就業率は、平成 22 年よりも平成 27 年は増加しており、平成 27 年では、20 歳以上のすべての年齢層で宮崎県、全国平均よりも高い状況となっています。

女性の就業率

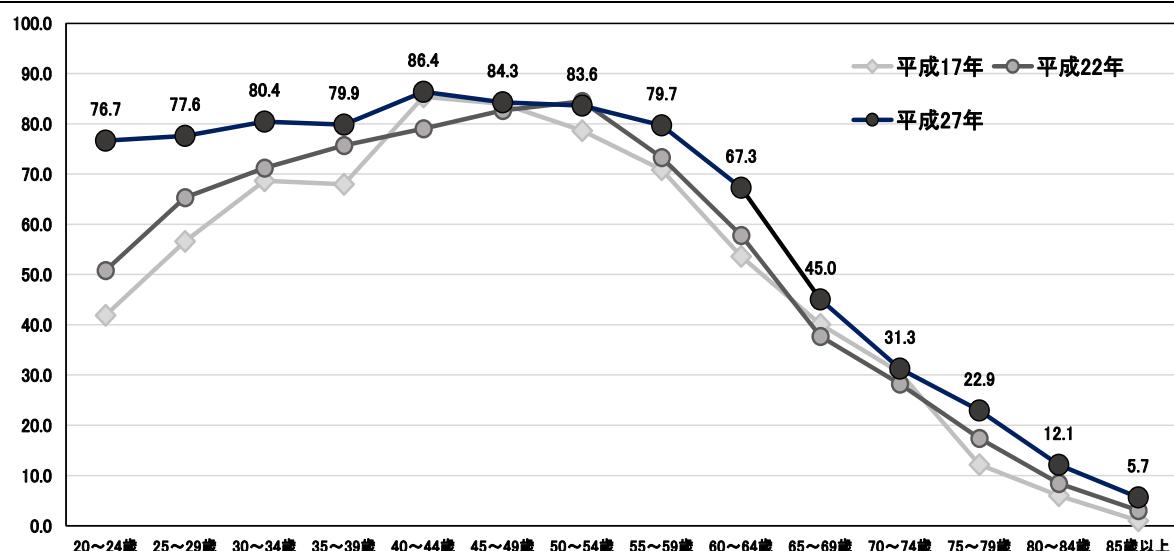


出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 有配偶女性の就業率

本市の女性（有配偶）の平成 27 年度における就業率をみると、59 歳までの就業率は 8 割前後となっており、特に 20~34 歳の就業率の伸びは顕著となっています。

有配偶女性の就業率の推移



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

4 教育・保育施設の状況

(1) 在籍児童数

在籍児童数の推移をみると、保育所・園は、年々減少しています。認定こども園は、平成 27 年度以降、増加傾向でしたが、平成 29 年度からは 310 人前後で推移しています。

在籍児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
千種保育所（私立）	76	76	65	62	49
市木保育所（私立）	17	20	19	18	23
むつみ保育園（私立）	68	59	52	49	46
串間保育園（私立）	100	86	84	74	67
かんな保育園（私立）	65	72	72	70	65
上篠原保育園（私立）	31	31	26	22	19
みやこ保育園（私立）	31	26	21	23	25
やまびこ保育園（私立）	11	0	0	0	0
大東中央保育園（私立）	65	66	51	41	39
りんばかん保育園（私立）	30	29	35	36	38
合 計(a)	494	465	425	395	371
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼保連携型認定こども園 こばと幼稚園	75	80	92	90	87
南さくら幼保連携型 認定こども園	121	110	110	104	92
さくらさくら幼保連携型 認定こども園	79	91	108	117	130
合 計(b)	275	281	310	311	309
総合計(a+b)	769	746	735	706	680

※平成 31 年 4 月 1 日より千種保育所、市木保育所は、公立保育所から私立保育所となっている。

※やまびこ保育園は、平成 28 年以降休園中となっている。

(2) 年齢別在籍児童数

平成 31 年 3 月 31 日現在の定員、在籍児童数をみると、保育所・園は利用定員 450 人に対して、在籍児童数は 456 人、認定こども園は定員 335 人に対して、在籍児童数は 354 人となっており、保育所・園は 4 人、認定こども園は 19 人定員より実際の在籍児童数の方が多くなっています。

年齢別在籍児童数は、保育所・園、認定こども園の合計では、0歳が 107 人、1歳が 115 人、2歳が 128 人、3歳が 157 人、4歳が 147 人、5歳が 156 人となっています。

年齢別在籍児童数(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	利用定員
千種保育所（私立）	7	5	14	16	9	19	70	80
市木保育所（私立）	1	8	5	4	5	4	27	30
むつみ保育園（私立）	7	7	8	12	10	9	53	50
串間保育園（私立）	10	8	15	12	17	20	82	80
かんな保育園（私立）	8	9	15	13	15	18	78	70
上篠原保育園（私立）	4	3	3	3	7	4	24	20
みやこ保育園（私立）	5	4	2	6	7	5	29	30
大東中央保育園（私立）	8	7	5	8	11	9	48	50
りんぽかん保育園（私立）	8	7	5	7	9	9	45	40
合 計(a)	58	58	72	81	90	97	456	450
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	利用定員
幼保連携型認定こども園 こばと幼稚園	6	10	16	27	22	18	99	95
南さくら幼保連携型 認定こども園	21	21	17	21	14	23	117	115
さくらさくら幼保連携型 認定こども園	22	26	23	28	21	18	138	125
合 計(b)	49	57	56	76	57	59	354	335
総合計(a+b)	107	115	128	157	147	156	810	785

第2節 ニーズ調査結果からみえる子ども・子育ての状況

◆ 調査の目的

第1期子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)が改訂時期を迎えることから、次期計画である第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子ども・子育ての現状や教育・保育・子育て支援事業に係る「現在の利用状況」と「今後の利用希望」について把握するために以下の概要のとおり、ニーズ調査を実施しました。

◆ ニーズ調査の概要

調査地域	串間市内全域
調査対象者	① 市内在住の就学前児童を養育する保護者 ② 市内在住の就学児童を養育する保護者
抽出方法	無作為抽出
調査方法	① 保育施設在園児童：施設による配布・回収 在宅児童：郵送による配布・回収 ② 就学児童：学校配布・郵送回収
調査期間	平成30年12月7日（金）～平成30年12月21日（金）

◆ 回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	630	455	72.2%
就学児童	346	147	42.5%

◆ニーズ調査結果

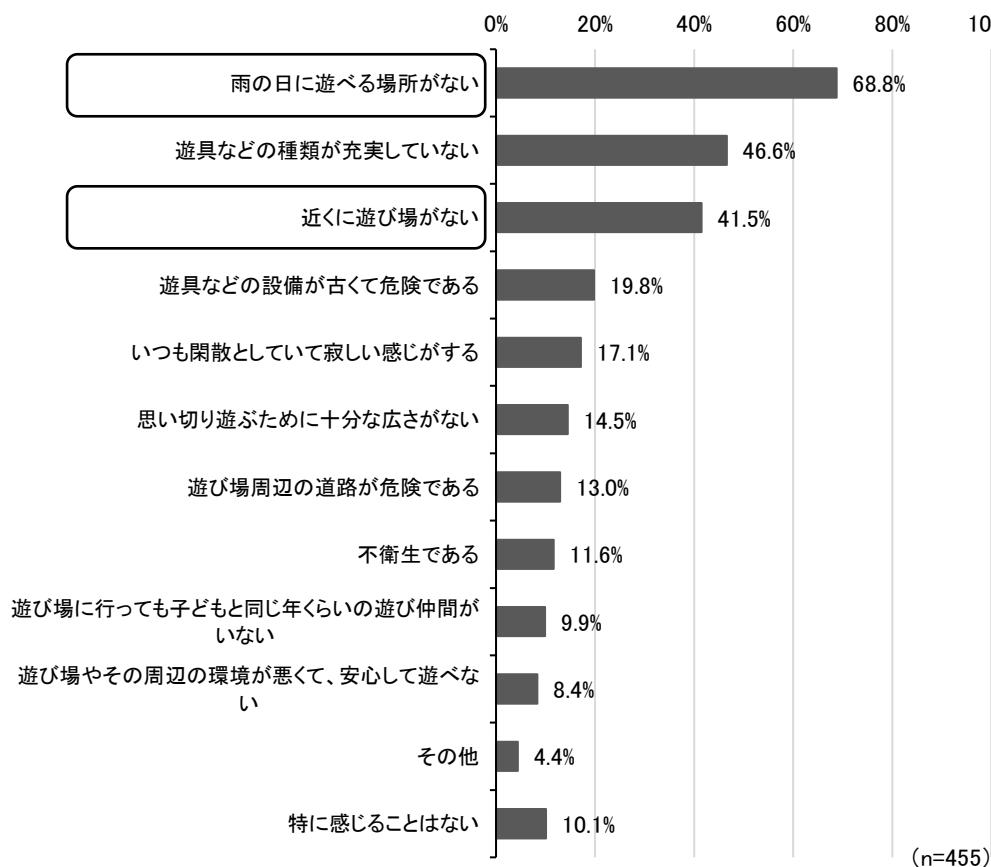
ニーズ調査結果から、以下のような課題がみえてきました。

課題1 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場について感じていることでは、「雨の日に遊べる場所がない」が 68.8%と最も高く、「近くに遊び場がない」も 41.5%と三番目に高くなっています。また、子育て支援の充実についての結果をみても、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が就学前児童 76.7%、就学児童 55.8%と最も高くなっています。遊び場、楽しめる場所自体を求める要望が上位を占めています。

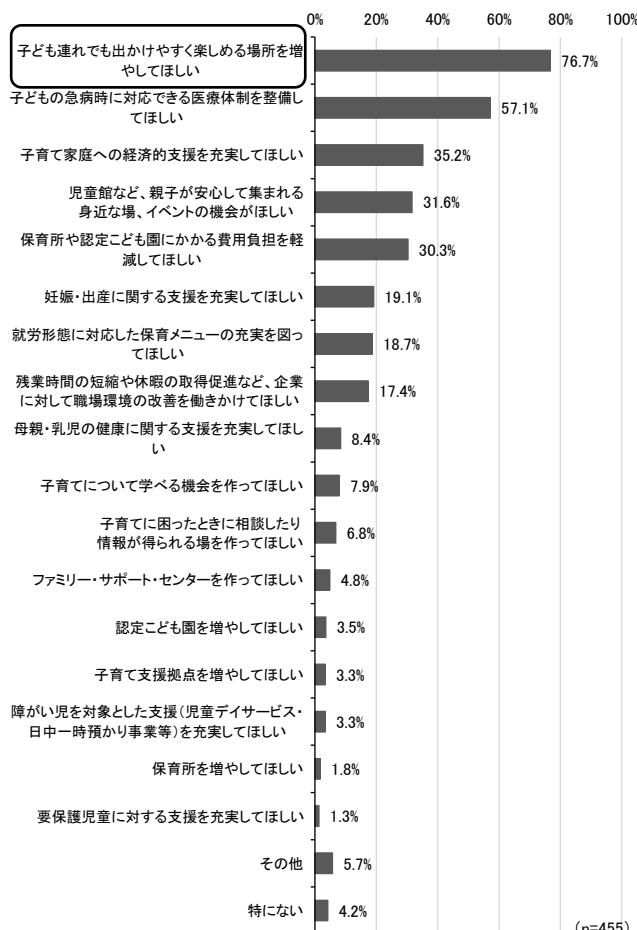
子育ての環境や支援への満足度において、「やや不満」や「大変不満」を選んだ人の主な意見をみても、「子どもの遊び場を増やしてほしい」、「雨の日に遊べる場所がほしい」等の意見が多く挙がっています。同様に子育ての環境や支援に関する自由記述でも、「公園を作つてほしい」、「遊べる場所を作つてほしい」などの意見が挙がっていることからも、子どもの遊び場の確保を検討していく必要があります。

【問38 家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じていますか】<就学前児童>

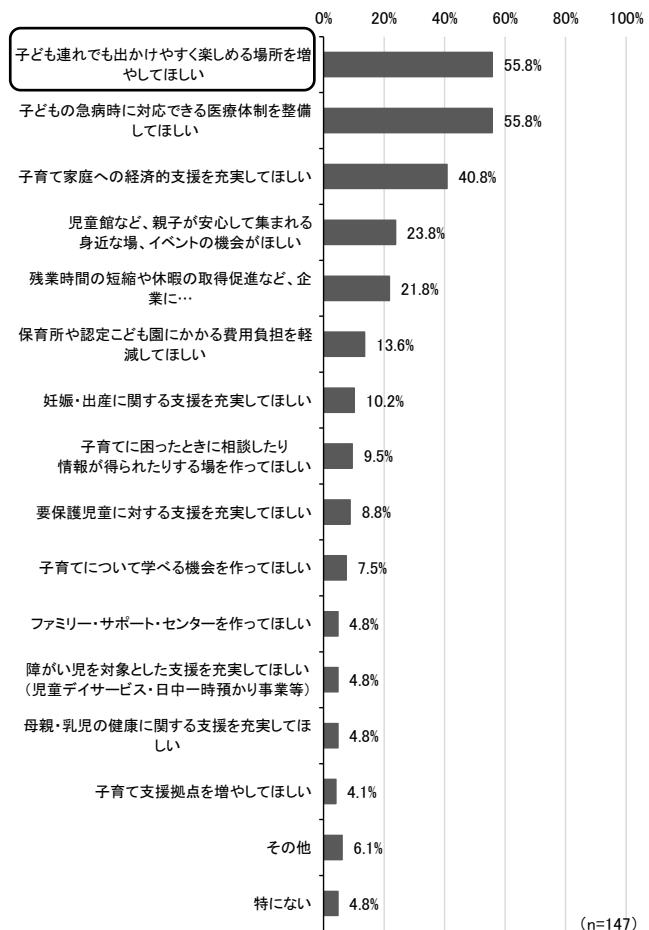


【今後、串間市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか】

問 39<就学前児童>



問 33<就学児童>



【串間市における子育ての環境や支援への満足度について】問 41<就学前児童> 問 34<就学児童>

◆やや不満と大変不満を選んだ人の主な意見

大きな公園が運動公園だけなので、もう少し違う場所(地区)にも作つてほしい。
遊ぶ所、公園、雨の日の過ごし方、困ることが多いです。
子どもの遊び場をもっと増やしてほしい。
子ども連れで行ける施設(店、広場、公園)が充実していない。
子どもの遊べる場所を増やしてほしい。子ども連れで遊べる場所があるとよい。
もっと雨の日に遊べる場所がほしい。
遊ぶ場所が少なすぎて休日はいつも市外に行きますが遠くて大変。
特別不満な訳ではないが、もう少し地域に子どもが安全に遊べる所を増やしてほしい。
子どもの遊ぶ場所。雨天時に遊ぶ場所がない。
休日に子どもを遊ばせる場所が少なく、市外に出なければならない。
未満児が安心して遊べる場所がない。
雨の日などの室内で思いっきり遊ぶ所が増えてほしい。
遊ぶ所が少ない。遊び場がない。遊び場が少ない。
子どもの遊べる場所が少ない。近場にない。
ファミリー向けの施設を作つてほしい。
交流する場所、遊び場(公園など)が近くにない。
公園などの安全な設備が他の市町村に比べて少ない。
大きな公園・雨でも遊べる場所・温水プールなどがほしい。

【問42 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して】自由記述<就学前児童>

子ども達と休みの日に遊びに行ける公園が少ないので、もっと遊べる場所があるといいです。

公園の整備をしてほしい。

雨の日に遊ぶ所がない。

雨の日でも子どもが楽しめる場所があるといいです。

もっと遊べる場所を作ってほしい。

北方地区に公園を作ってほしい。(近くに遊ぶ場所がないです)

充実した公園を作ってほしい。

遊ぶ場所を作ってほしい。

近場で遊べる場所がとても少ない。雨でも遊べる場所がほしい。

人が行き来する所に公園を作ってほしい。

小さい子が遊べる場所をもっと増やしてほしい。

公園を充実させてほしい。

課題2 医療体制の充実

子育ての環境や支援への満足度において、「やや不満」や「大変不満」を選んだ人の主な意見をみると、「夜間急病の時に診てくれる病院がない」、「小児医療を充実してほしい」等の子育てにおける医療体制の充実を求める意見とともに、「産婦人科の充実」などの出産時における医療体制の充実を求める声も挙がっています。同様に子育ての環境や支援に関する自由記述でも、「急病時に対応できる病院がなく不安」、「小児医療の充実」、「産婦人科がなくなるのは問題」などの意見が挙がっていることからも、小児科、産婦人科の地域医療体制の構築と夜間診療の体制整備を検討していく必要があります。

【串間市における子育ての環境や支援への満足度について】問41<就学前児童> 問34<就学児童>

◆やや不満と大変不満を選んだ人の主な意見

やはり病院が充実していないのが、いざという時に不安。
医療体制は整っていないと思う。
まず市民病院に小児科がないことがあり得ません。
病院が少ない。夜間など日南まで行かなくてはいけない。
急病時に対応できる病院がなく不安である。
産婦人科がなくなるから。
市内で出産できない。夜間急病の時に診てくれる病院がない。
夜間救急などがない。病院が少なすぎる。
病気(救急)診てくれる医者がいない。
病院がありません。救急車を呼んでも小児科救急は隣町まで…。助けられる命も助けられないと思います。
病院の種類がないものもあるので、急病の時になった時困ってしまう。
医療機関をもう少し充実させてほしい。
産婦人科と小児科の充実があればと思います。
子育て支援というわりに、小児科や産婦人科が充実していない。
医療体制をもっと充実させてほしい。特に夜間。
休日に子どもを診てくれる病院がない。
子どもの急な病気の時に行く総合病院のレベルが低い上に、受け入れすら拒否される。
緊急時にすぐに診てもらえる病院がない。一度断られてから、かかりつけも日南と都城を利用している。子どもは中耳炎や鼻づまりなどの病気が多いが、耳鼻科がないので大変困っている。
串間市内に安心して行ける小児科がない。
急病に対応できる小児科がなく、日南まで行かないといけない。
急病時に診てくれる所がなく不安が大きい。

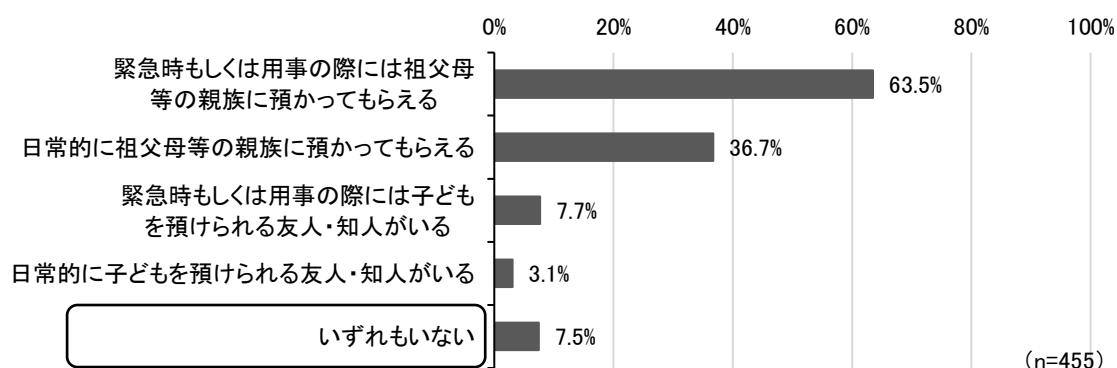
【問42 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して】<就学前児童>

子育てというか、市民病院の産婦人科がなくなるのが問題です。
産婦人科、小児科が増えるとありがたいです。
子どもを大切に考えてくれる小児科がないので不安です。市民病院も夜間は、受け入れ拒否されたりするので緊急の時は、日南まで行かないといけないのは、大変です。
子どもには必要な、小児科、皮膚科を充実させてほしい。
緊急時の際の小児科が串間にもあったらいいと思う。
夜間、急に熱が出たりした時、市内には全く診てくれる所がありません。日南まで行くのも大変なので環境を整えてほしい。
もっと病院を増やして下さい。小児科、子ども向けの歯医者さん、産婦人科。
小児科を増やしてほしい。
市民病院の産科もなくなると聞きました。ますます子どもを安心して産み育てる環境とほど遠くなっていくなと感じています。子どもをたくさん産んで安心して育てられる豊かな社会にしてほしいなと思っています。
子どもが急なケガや病気になった時、日南や都城まで行かなくても串間市で対応してもらえる所を作ってほしい。
病院で夜間にに行ける所がほしい。産婦人科がないと産めない。

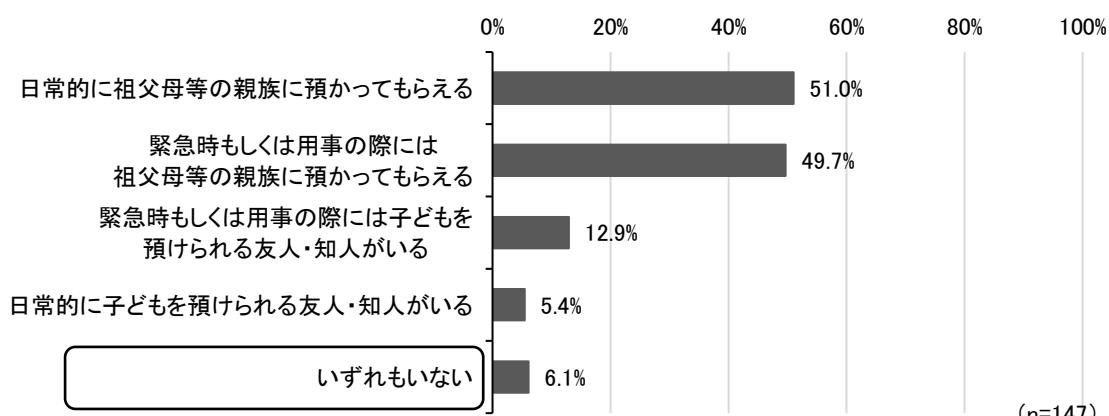
課題3 子育て中の保護者の孤立の解消

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、ほとんどの人は親族、友人・知人等がいると回答している一方で、「いずれもいない」とする人が就学前児童 7.5%、就学児童 6.1%という結果となっています。また、気楽に相談できる人や相談できる場所が「いない/ない」とする人が就学前児童 2.2%、就学児童 4.1%となっています。子育てをする上で、周囲からどのようなサポートがあればよいかという設問に対する回答でも、相談できる人や場を求める声が少なからずあることから、子育て中の保護者の孤立化を防ぐことが必要です。

【問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか】<就学前児童>

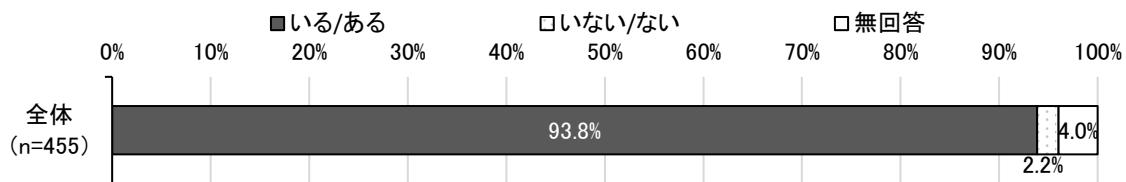


【問7 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか】<就学児童>



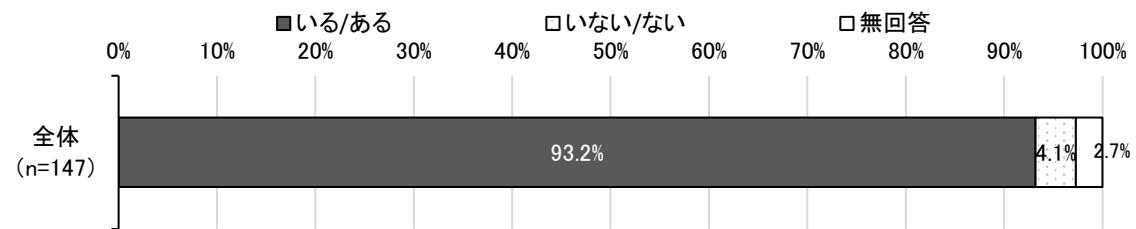
【問10 お子さんの子育てをする上で、気楽に相談できる人や相談できる場所はありますか】

<就学前児童>



【問8 お子さんの子育てをする上で、気楽に相談できる人や相談できる場所はありますか】

<就学児童>



【子育てをする上で、周囲からどのようなサポートがあればよいか】

問11<就学前児童> 問9<就学児童>

成長の段階で子ども一人ひとり違うため、このような時どのようにしたらいいか。など悩みを打ち明ける場(人)がいたらよい。どうしても行政は壁があり相談しづらい。
相談をしたり、預かってもらえた助かる。
子育てに煮詰まると、たたいてしまったり、攻めるような口調になってしまふ。特に夜になることが多いので、24時間電話相談窓口があると、それだけで不安な気持ちが減り、少し気持ちに余裕が出ると思う。
身近なサポートがない人がもっと利用できる環境づくりをお願いしたい。病児保育も前日までにという状況や、申し込んでも多くて厳しいことがあり、約2年間で1度しか頼めたことがありません。
気軽に声かけをしてくれたり、成長を見守ってくれる存在。
何でも話せる人がなかなかいない。
頼れる人がいないため、全部自分でやっている。誰にも頼れない現状。
ちょっとしたことでも気軽に相談できる、又は話を聞いてくれる人がいるといい。

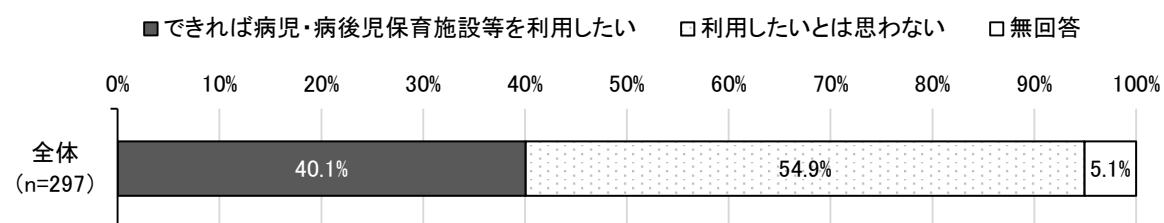
課題 4 病児・病後児保育の拡充

子どもが病気の際に「母親が休んだ」、「父親が休んだ」と回答した人に、できれば病児・病後児保育施設等に預けたいと思ったかを聞いたところ、「利用したい」は就学前児童40.1%、就学児童23.5%となっています。また、できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいかについては、「父母どちらかが休んで看ることが難しい」が就学前児童10.9%、就学児童10.0%となっています。さらに、「子育て支援の充実」で、「病児・病後児保育施設の増」を望む意見は10.5%となっています。

また、子育ての環境や支援に関する自由記述でも、病児保育の拡充を求める意見もあることから、利用状況に応じて病児・病後児の受け入れ体制の整備が必要です。

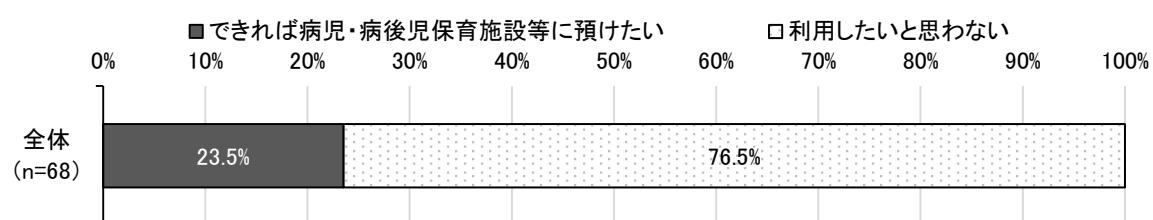
【問22-2 できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたいと思ったか】 <就学前児童>

※「母親が休んだ」、「父親が休んだ」と回答した人のみ

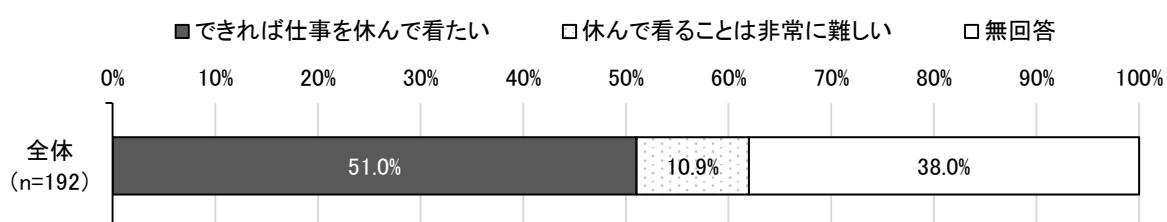


【問20-2 できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたいと思ったか】 <就学児童>

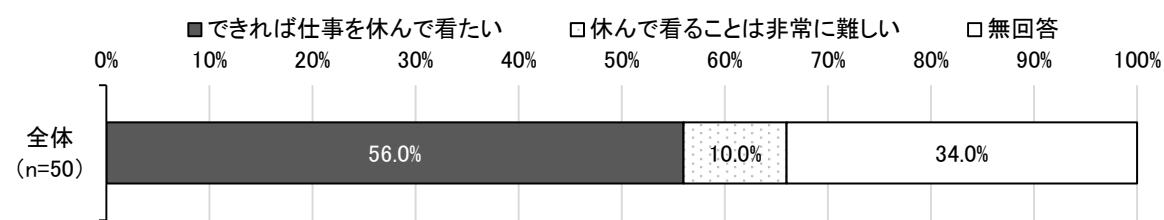
※「母親が休んだ」、「父親が休んだ」と回答した人のみ



【問22-5 できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいか】 <就学前児童>



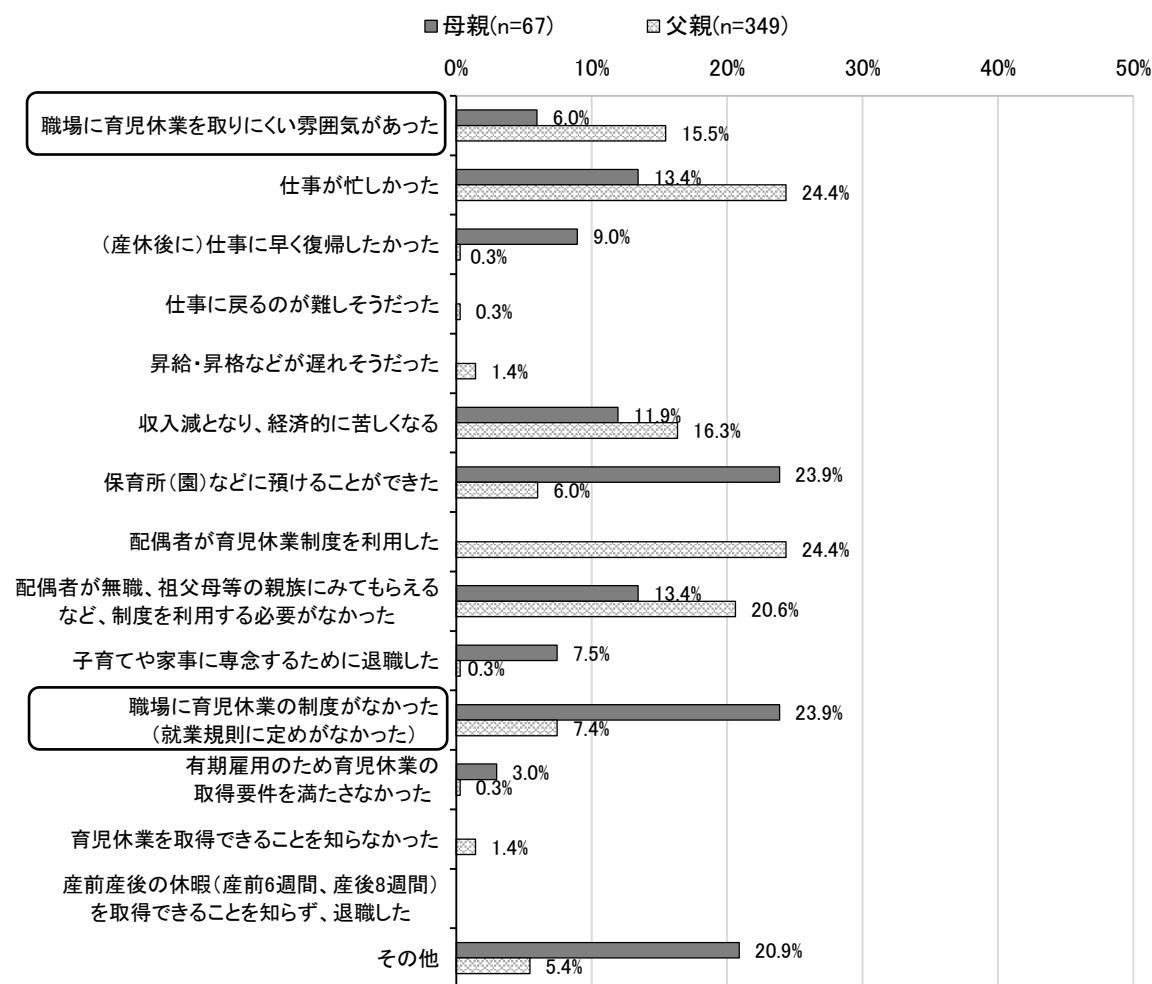
【問20-5 できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいか】 <就学児童>



課題 5 職場の協力体制

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「保育所（園）などに預けることができた」と同率ではありますが、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が23.9%と最も高くなっています。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」も6.0%となっていることから、市の子育て支援の充実だけではなく、勤め先の子育てに対する制度の導入や職場の上司、同僚の協力、雰囲気づくりが必要となっています。

【問26-3 育児休業を取得していない理由】 <就学前児童>



第3節 教育・保育事業所調査結果からみえる子ども・子育ての状況

◆ 調査の目的

第1期子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)が改訂時期を迎えることから、次期計画である第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育事業所の利用状況や提供している保育事業、今後の運営課題等を把握するため、市内の14事業所に以下の概要のとおり、調査を実施しました。

◆ 調査の概要

調査地域	串間市内全域
調査対象 事業者	① 認可保育所：9箇所 ② 認定こども園：3箇所 ③ 事業所内保育施設：2箇所 合計：14箇所
抽出方法	全教育・保育事業者
調査方法	調査票データをメールにて配布、回収（一部直接記入）
調査期間	令和元年8月13日（火）～令和元年8月30日（金）

◆ 事業所調査結果まとめ

«市の子ども・子育て施策について»

- 障がい児保育に関して、障がい児と判定されていない児童を障がい児保育の対象にすることはできないか。【保育所】
- 3歳児になった子どもを認定こども園と同様に保育所でも無償化にしてほしい。【保育所】
- 病児保育利用者負担の無償化【保育所】
- 障がい児保育への補助金の増額【保育所】
- 公園の設備の充実・管理【保育所】
- 県外からの移住者が多く、地域の活性化につながっている。今後も移住を希望する人のために、市の対策として空き家を活用し、新規に住むことができる家を確保してほしい。
【保育所】
- 先駆的な取組や子育てに適した自然環境、施設等串間市ならではの魅力がたくさんあるのに現在のホームページではわかりにくい印象がある。串間市で子育てすることの魅力や市の子ども・子育て施策内容を市外へもっとアピールしてほしい。関連施設や利用者と協力して、よりよい施策をみんなで考えて取り組んでいければいいと思う。【認定こども園】

«施設の運営する上で、困っていること、懸念事項»

- 子どもが減少すること 【保育所】
- 人口減少 【保育所】
- 保育所を必要とする子どもの数が減少しており、来年度から減っていくこと 【保育所】
- 施設の建て替え、老朽化、耐震補強などの園舎整備 【保育所】
- 施設建物の建て替え地を検討している。仮設園舎の設置場所に苦慮している。 【保育所】
- 串間市所有地を活用させてほしい。それにより福祉施設として住民に開放したり、放課後児童クラブや園児の活動に役立てる教室を確保したい。 【保育所】
- 施設周辺の道が一方通行で逆走する車もあり、保護者、来園者も困っている。また道幅も狭く小学校も近くにあり、危険である。 【保育所】
- 災害(河川の氾濫や津波)が起こった時の危機管理対応 【認定こども園】

«利用者からの意見・要望等について»

- 駐車場の整備(屋根の設置など)、拡大 【保育所】・【認定こども園】
- 年末保育をやってほしい。 【保育所】
- 学童保育をやってほしい。 【保育所】
- 施設の老朽化の解消 【保育所】
- 給食に使う食材は、添加物の少ない安心安全なものを提供してほしい。 【保育所】

第4節 第1期計画の総括

1 幼児教育・保育の状況

第1期計画期間の確保方策、実績

(1) 確保方策の中間見直し

第1期計画策定時において設定した平成27年度～平成29年度の特定教育・保育施設の1号認定、2号認定、3号認定の確保方策(計画値)と実績に乖離が生じたことから、中間見直しを実施しました。

確保方策の第1期計画策定時と中間見直しの数値は以下のとおりです。

◆平成30年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
特定教育・ 保育施設 確保方策	計画策定時	65人	394人		234人	107人
	中間見直し	75人	350人		240人	90人

◆平成31年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
特定教育・ 保育施設 確保方策	計画策定時	65人	394人		234人	107人
	中間見直し	75人	340人		220人	90人

(2) 第1期計画期間の実績

第1期計画期間(平成27年度～平成31年度)における確保方策(計画値)と実績は以下のとおりです。

◆平成27年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量		27人	48人	406人	258人	65人
特定教育・ 保育施設 ※1	確保方策	65人	394人		234人	107人
	実 績	72人	400人		257人	113人
地域型 保育事業 ※2	確保方策	0人	0人		0人	0人
	実 績	0人	0人		0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆平成28年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量		27人	47人	399人	248人	64人
特定教育・ 保育施設 ※1	確保方策	65人	394人		234人	107人
	実 績	70人	394人		253人	100人
地域型 保育事業 ※2	確保方策	0人	0人		0人	0人
	実 績	0人	0人		0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆平成 29 年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量		27 人	47 人	401 人	242 人	61 人
特定教育・ 保育施設 ※1	確保方策	65 人	394 人		234 人	107 人
	実 績	84 人	389 人		256 人	95 人
地域型 保育事業 ※2	確保方策	0 人	0 人		0 人	0 人
	実 績	0 人	0 人		0 人	0 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆平成 30 年度◆29 年度に中間見直しを実施

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量		25 人	44 人	374 人	237 人	59 人
特定教育・ 保育施設 ※1	確保方策	75 人	350 人		240 人	90 人
	実 績	84 人	379 人		233 人	104 人
地域型 保育事業 ※2	確保方策	0 人	0 人		0 人	0 人
	実 績	0 人	0 人		0 人	0 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆平成 31 年度◆29 年度に中間見直しを実施

※令和元年 9 月現在

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量		25 人	42 人	360 人	227 人	56 人
特定教育・ 保育施設 ※1	確保方策	75 人	340 人		220 人	90 人
	実 績	72 人	360 人		212 人	83 人
地域型 保育事業 ※2	確保方策	0 人	0 人		0 人	0 人
	実 績	0 人	0 人		0 人	0 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

第1期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

◆需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量	12,384人	11,976人	11,616人	11,268人	10,824人
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実績	11,027人 2箇所	11,970人 2箇所	11,231人 2箇所	14,103人 2箇所	7,227人 2箇所

※平成31年度は、令和元年9月現在

(2) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◆需要量と確保方策

	平成27年度～平成31年度
需要量・確保方策	日南市ファミリー・サポート・センターを日南市と共同利用しています。 今後、ニーズの把握に努め事業実施を検討します。
実績	日南市と広域で事業を展開していましたが、平成27年9月から平成30年3月までは、県の事業である「宮崎県子育てサポート事業」により実施しました。

※平成31年度は、令和元年9月現在

(3) - 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

◆需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量	3,413人	3,351人	3,371人	3,142人	3,024人
1号認定	377人	370人	372人	347人	334人
2号認定	3,036人	2,981人	2,999人	2,795人	2,690人
確保方策	3,500人	3,400人	3,400人	3,200人	3,100人
実績	9,990人	10,602人	13,782人	12,666人	6,769人
1号認定	9,990人	10,602人	13,782人	12,666人	6,769人
2号認定	0人	0人	0人	0人	0人

※平成31年度は、令和元年9月現在

(3) - 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

◆需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	576 人	559 人	547 人	525 人	505 人
確 保 方 策	580 人	560 人	550 人	530 人	510 人
実 績	1,044 人	933 人	1,003 人	1,086 人	267 人

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(4) 時間外保育事業（延長保育）

◆需要量と確保方策

(利用人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	79 人	77 人	76 人	72 人	69 人
確 保 方 策	保育事業	80 人	80 人	80 人	75 人
	実施箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
実 績	227 人 12 箇所	216 人 12 箇所	241 人 12 箇所	222 人 12 箇所	171 人 12 箇所

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(5) 病児・病後児保育事業

◆需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	193 人	188 人	186 人	177 人	170 人
確 保 方 策	200 人				
①実 績	159 人	166 人	250 人	255 人	102 人
②チャイルドケア さくら	75 人	67 人	105 人	179 人	70 人
合計(①+②)	234 人	233 人	355 人	434 人	172 人

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆需要量と確保方策

(利用人数)

下学年		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量		141 人	143 人	152 人	175 人	180 人
確 保 方 策	人 数	150 人	150 人	160 人	180 人	180 人
	実 施 箇 所	8 箇所				
実 績		177 人	181 人	212 人	254 人	277 人
	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

下学年内訳(各年5月現在)

(利用人数)

学 年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1年生	72 人	89 人	103 人	115 人	115 人
2年生	56 人	46 人	67 人	68 人	92 人
3年生	33 人	35 人	22 人	50 人	41 人
合 計	161 人	170 人	192 人	233 人	248 人

(利用人数)

上 学 年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 方 策	人 数	0 人	0 人	0 人	0 人
	実 施 箇 所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績		16 人	11 人	20 人	21 人
	6 箇所	6 箇所	7 箇所	6 箇所	7 箇所

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

上 学 年 内 訳(各年5月現在)

(利用人数)

学 年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4年生	8 人	9 人	11 人	15 人	22 人
5年生	6 人	2 人	9 人	4 人	6 人
6年生	2 人	0 人	0 人	2 人	1 人
合 計	16 人	11 人	20 人	21 人	29 人

(7) 妊婦健康診査

◆需要量と確保方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
確保方策	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
実績	133 人	124 人	126 人	122 人	41 人

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

◆需要量と確保の方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
確保方策	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
実績	127 人	116 人	107 人	133 人	53 人

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(9) 養育支援訪問事業

◆需要量と確保方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	65 人	70 人	75 人	80 人	85 人
確保方策	65 人	70 人	75 人	80 人	85 人
実績	186 人	106 人	100 人	144 人	118 人

※平成 31 年度は、令和元年 9 月現在

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◆需要量と確保方策

	平成 27 年度～平成 31 年度
需要量・確保方策	ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。
実績	計画期間においては、ニーズがなかったことから事業は実施していません。

(11) 利用者支援事業

◆需要量と確保方策

平成 27 年度～平成 31 年度	
需要量・確保方策	地域子育て支援拠点事業において実施します。
実 績	計画期間においては、ニーズがなかったことから事業は実施していません。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆需要量と確保の方策

平成 27 年度～平成 31 年度	
需要量・確保方策	ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。
実 績	計画期間においては、ニーズがなかったことから事業は実施していません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆需要量と確保の方策

平成 27 年度～平成 31 年度	
需要量・確保方策	ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。
実 績	計画期間においては、ニーズがなかったことから事業は実施していません。

3 計画の取組方針別実績及び評価等

第1期計画の8つの取組方針別の各事業の実績及び評価等をまとめると次のとおりです。

取組方針1 子育てにやさしい環境づくり

(1)各種手当の支給

施策・事業名	現 状
児童手当	中学校修了前の児童を養育している保護者に対して児童手当を支給しています。市民生活課と連携して出生届及び転入届を提出された際に、児童手当の案内を依頼しています。
児童扶養手当	母又は父と生計を共にしていない児童がいる家庭に対して児童扶養手当を支給しています。対象者は減少傾向です。
障害児福祉手当	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、手当を支給し、負担の軽減を図っています。
特別児童扶養手当	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある児童を監護・養育する者に対し、児童の生活向上に寄与するために手当を支給しています。
母子・寡婦福祉資金	母子・父子・寡婦世帯を対象とした宮崎県の貸付で、市が申請窓口となっています。
母子・寡婦生活つなぎ資金貸付	社会福祉連絡協議会の貸付で対応可能となっており、母子・寡婦生活つなぎ資金貸付は現在廃止となっています。

(2)医療費の助成

施策・事業名	現 状
子ども医療費助成	0歳児から中学卒業まで(中学校を卒業する年の3月 31 日まで)保険診療分の医療費の無料化を実施しています。(食事代、差額ベッド代、保険診療外等は除く。)
重度心身障がい児医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級と療育手帳B-1の所持者を対象(中学生以下は子ども医療費対象)に支給しています。
母子及び父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父母及び高校生が対象(中学生以下は子ども医療費対象)に支給しています。

(3)多子世帯の経済支援

施策・事業名	現 状
第3子以降保育料無償化	18歳未満の第3子以降の児童について、保育料を無償化し、経済的負担の軽減を図っています。
第3子以降出生祝金支給	18歳未満の第3子以降の子どもを出産した場合、現金と串間市共通商品券を支給し、経済的負担の軽減を図っています。

取組方針2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1)家庭に対する支援

施策・事業名	現 状
児童発達支援	市内2箇所の事業所で実施、対応しています。
放課後等デイサービス	市内4箇所の事業所で実施、対応しています。
障害者支援施設等 短期入所	各事業所で、実施、対応しています。
日中一時支援	各事業所で、実施、対応しています。
障がい者住宅改造助成	障がい児のいる世帯に対し、その住宅を居住に適するよう改造するために必要な費用を助成しています。
補装具交付及び修理	随時受け付けた申請をもとに心身の発達過程を十分に考慮した上で、補装具の交付や修理の支給を決定しています。

(2)障がい児保育の受け入れ支援体制の整備

施策・事業名	現 状
障がい児保育	各教育・保育施設において、対応しています。 支援が必要な児童を受入れる保育所等に対して、市から補助を行っています。

取組方針3 虐待防止・対応のための取組の推進

(1)虐待防止・対応のための取組の推進

施策・事業名	現 状
オレンジリボン運動	11月の児童虐待防止月間におけるオレンジリボン運動や、広報により、啓発活動を行っています。
要保護家庭訪問	ケース対応し、必要に応じて家庭訪問等を行っています。
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	要保護児童、要支援児童への対応として関係機関との連携を図っています。

取組方針4 多様な保育サービスの提供

(1)多様な保育サービスの提供

施策・事業名	現 状
教育・保育の質の向上	教育・保育施設と連携しながら、保護者の保育ニーズに対応しています。
一時預かり	保護者の疾病等により緊急時の保育に対応しています。また、幼稚園において、在園児に対して教育時間終了後等に保護者の就労等を理由に一時的に保育を実施しています。
延長保育	保護者の就労等を理由に、保育所開所時間を越えて保育を実施しています。
病児・病後児保育	保護者が就労等を理由に、病気などで集団生活が困難な子どもを一時的に保育しています。
障がい児保育	各教育・保育施設において、対応しています。
地域子育て支援センター	身近な地域で安心して遊べる場を提供し、親子が交流・体験できる機会の充実を図っています。また、育児不安に対する相談指導なども行っています。

取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

(1)乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

施策・事業名	現 状
認定こども園の普及促進	施設の意向等を確認しながら、調整しています。

取組方針 6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

(1) 安心できる出産

施策・事業名	現 状
妊婦健康診査	妊婦健康診査 14 回分について受診券・補助券を発行しています。診査については、公費助成し、経済的負担の軽減や妊婦の健康状態を把握しています。
母子健康手帳交付時指導	母子保健コーディネーターが手帳を交付しています。 妊婦の生活状況等を確認し、個人にあった指導を行うとともに、必要に応じてケアプラン・セルフプランの作成を行っています。また、管理栄養士が妊娠中の生活指導及び栄養指導を行っています。

(2) 乳児の健やかな成長

施策・事業名	現 状
乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談に対応しています。
乳児健診	集団健診で実施しており、発達・発育の確認とともに、予防接種等の説明、育児相談に対応しています。その際ブックスタートも行っています。
離乳食教室	乳児健診に合わせて実施しており、栄養士による発達に合わせた食材の選び方、離乳食の大切さや進め方を実習・試食を通して伝えています。

(3) 幼児の健やかな成長

施策・事業名	現 状
乳児一般健康診査	1歳未満乳児に2回、医療機関での個別健診を公費助成しています。また、精密検査が必要な場合も検査料を公費助成しています。
1歳6か月児健診	1歳6か月児から2歳未満児を対象に健診を実施し、運動器機能や言葉、生活習慣等を確認しています。また、フッ化物塗布(希望者)やブラッシング指導も行っています。
2歳児歯科健診	2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科健診及びフッ化物塗布(希望者)を行っています。また、発育・発達の確認や育児相談にも対応しています。
3歳児健診	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い、発達状況を確認するとともに、心理士や言語聴覚士による育児相談も行っています。

(4) 発達支援

施策・事業名	現 状
発達相談	未就学児を対象に、小児科医師や心理カウンセラー等専門的な視点で子どもの発達状況を確認し、診察・個別相談を行っています。
ことばの教室	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、ことばの訓練を行っています。

(5)子育ての不安解消

施策・事業名	現 状
家庭児童相談室	子育てに関する心配事や悩みなどの相談に対応しています。
養育支援訪問	子育てにおいて支援が必要な家庭を訪問し対応しています。

取組方針7 ひとり親家庭等の自立支援

(1)ひとり親家庭等の自立支援

施策・事業名	現 状
自立支援教育訓練給付	児童扶養手当現況届時の周知等により、申請者が増えてきています。
高等職業訓練促進給付	児童扶養手当現況届時の周知等により、申請者が増えてきています。

取組方針8 安心・安全な子どもの居場所づくり

(1)地域での子育て支援

施策・事業名	現 状
民生委員・児童委員活動	地域の子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、見守りや訪問活動を行っています。
母子保健推進員活動	健診の案内や育児に関する相談等、推進員 10 名が活動しています。

(2)安心して過ごせる場所の整備

施策・事業名	現 状
放課後児童クラブ	保護者が就労等で家庭にいない児童について、放課後や長期休暇時に安心して過ごせる場を保育所等において提供しています。
地域子育て支援センター	身近な地域で安心して遊べる場を提供し、親子が交流・体験できる機会の充実を図っています。また、育児不安に対する相談指導なども行っています。

第3章 第2期計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

我が国においては、少子化の進行とともに、地域のつながりの希薄化、共働き家庭・核家族化の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の環境はめまぐるしく変化しています。このような子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が、少しでも安心して生活できるよう支援することは、串間市の将来の活力向上につながっていきます。

本市においては、第五次串間市長期総合計画(後期基本計画)においても、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指して、将来都市像を『豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間』と定めています。その中で「ともに暮らし、ともに支え合う・くしま」、「ワクワクがとまらない、おどろき・くしま」を基本目標に掲げ、子育て支援や幼児・学校教育を充実させることとしています。

本計画では、次世代育成支援対策推進法第3条で明記されている「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、これからも子どもや子育て家庭を地域全体であたたかく見守り、支えながら、子どもが健やかに育ち、親自身が子育ての喜びを感じることができるまち串間市を目指します。そのため第1期計画の基本理念を継承し、「地域で子育てを応援し 子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間」を基本理念に掲げます。

■基本理念■

地域で子育てを応援し
子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間

第2節 基本的視点

基本理念に基づき、次の3つを基本的視点に掲げ、様々な施策を推進します。

基本的視点1 子どもの最善の利益の実現

子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。また、子どもは、その年齢や心身の状態、家庭環境等によって必要とされる支援も変わってきます。

このことから、子どもの視点に立ち、すべての子どもが健やかに成長できるように取り組みます。

基本的視点2 子育ての基本は家庭

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、父母をはじめとした保護者が責任を持って子育てできるように、親としての成長を支援することです。保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるように支援していきます。

基本的視点3 地域社会全体で子育て支援

子どもは、父母をはじめとした保護者が責任を持って子育てするものですが、保護者のみならず、地域の人々が子育て支援や見守りへの参加等地域社会全体で子育てしていく環境が必要です。子どもは、これからの串間市の未来を担う大切な宝です。子どもの健やかな成長を願って、地域及び社会全体が、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることが必要です。

第3節 基本目標

本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援新制度に基づき様々な事業を展開してきました。また、同時に、平成17年3月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく串間市次世代育成支援行動計画(後期計画)を継承し、子育て支援施策にも取り組んできました。

第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標については、第1期計画の4つの基本目標を継承し、様々な施策を実施していきます。

基本目標1 すべての子どもを大切にし、子どもが健やかに成長できるまちづくり

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、子どもの当然の権利でもあります。子どもが自分らしく生きていくためには、障がい、疾病、虐待、家族の状況等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもを含むすべての子どもとすべての子育て家庭に対して切れ目のない支援をしていくことが必要です。子ども自身、子育て家庭両面から支援することで、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指します。

取組方針1 子育てに対する経済的支援

取組方針2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

取組方針3 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

基本目標2 多様な子育て支援を量・質両面にわたり充実するまちづくり

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、病児保育などの保育サービスの提供を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制整備に努め、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させることを目指します。

取組方針4 多様な保育サービスの提供

取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心して出産を迎えるために、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など役立つ情報の提供を行い、出産後も、子どもの発育・健康状態を定期的に確認し、子どもの健康に関する様々な情報提供の充実を図ることで妊娠・出産から切れ目のない子育て支援を行います。また、ひとり親家庭については、経済的に厳しい家庭が多い傾向にあることから、就業支援を充実させ、子育てと仕事が両立できるように関係機関が連携して子育て・生活支援に取り組みます。

取組方針6

妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

取組方針7

ひとり親家庭等の自立支援

基本目標4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについての責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長の実現を社会全体の目的として共有する必要があります。そのために、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めつつ、それぞれの役割を果たすことが重要です。地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指します。

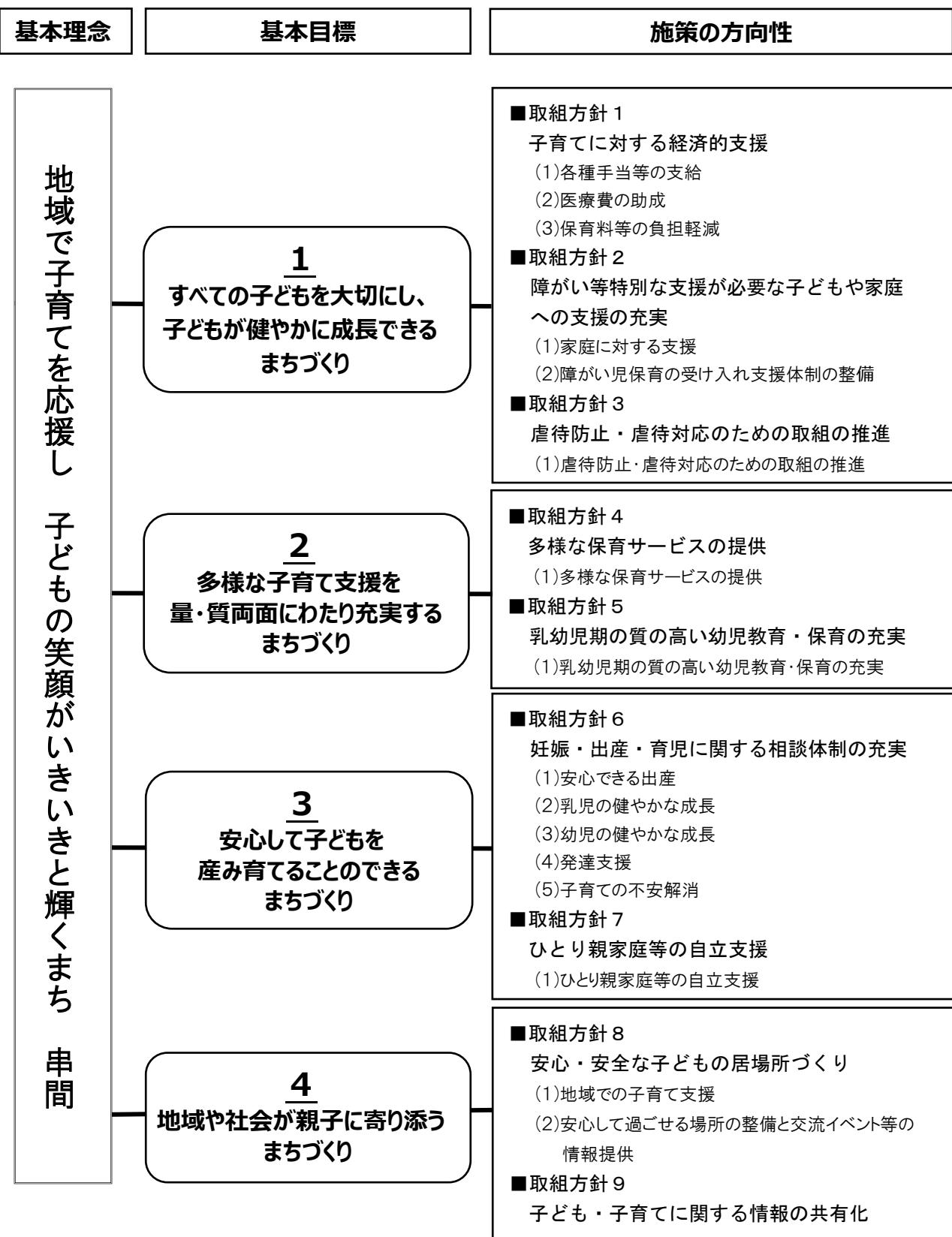
取組方針8

安心・安全な子どもの居場所づくり

取組方針9

子ども・子育てに関する情報の共有化

第4節 施策体系



第5節 施策の方向性

4つの基本目標を達成するために、第2期計画の9つの取組方針別施策・事業を以下のとおり設定します。

◆基本目標1 すべての子どもを大切にし、子どもが健やかに成長できるまちづくり

取組方針1 子育てに対する経済的支援

(1)各種手当等の支給

家庭生活の安定を図るため、児童の健やかな成長のための児童手当、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に役立てるための児童扶養手当など各種手当の周知を図るとともに、適正な支給に努めます。

施策・事業名	取組方針
児童手当	中学校修了前の児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している保護者に対して児童手当を支給しています。市民生活課と連携して出生届及び転入届を提出された際に、児童手当の案内をしています。
児童扶養手当	母又は父と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭(母子又は父子家庭)の生活安定と自立を促進するために児童扶養手当を支給しています。 令和元年11月から支給回数がこれまでの4か月に1回の支払から2か月に1回の支払に改正され、計画的な家計管理ができるようになりました。
障害児福祉手当	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し、手当を支給することで、負担の軽減を図ります。
特別児童扶養手当	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童を監護・養育している者に対し、手当を支給することで、障がい児の福祉の増進を図ります。

(2)医療費の助成

病院へ行く頻度が高くなりがちな子どもに対して医療費を助成したり、ひとり親家庭に対して医療費を助成することで、経済的負担の軽減と必要とする医療の受診を容易にし、父又は母と子の健康の維持を図ります。

施策・事業名	取組方針
子ども医療費助成	0歳児から中学卒業まで(中学校を卒業する3月31日まで)保険診療分の医療費の無償化を実施していきます。(食事代、差額ベッド代、保険診療外等は除く) 子どもの医療費を助成することで経済的負担の軽減を図ります。
重度心身障がい児医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級と療育手帳B-1の所持者へ医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。
母子及び父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父母及び高校生を対象に助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

(3)保育料等の負担軽減

保育料等の負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

施策・事業名	取組方針
第3子以降保育料無償化	18歳未満の第3子以降の児童について、保育料を無償化することで、経済的負担の軽減を図ります。
保育料無償化子育て安心くしま事業	2号認定子どもについて、1号認定と同様に満3歳から保育料を無償化とします。また、副食費を助成することで経済的負担の軽減を図ります。

取組方針2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1)家庭に対する支援

障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

施策・事業名	取組方針
児童発達支援	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。
放課後等デイサービス	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。
保育所等訪問支援事業	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。
障害者支援施設等短期入所	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。
日中一時支援	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。
補装具交付及び修理	身体障害者手帳を所持している児童又は難病を患っている児童の能力を最大限まで回復・向上させるため補装具の交付や修理の支給決定を行います。
障がい児通所施設の開設	障がいのある子どもに関する相談後のフォローメンテ等の整備を推進する一環として、子どもの年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供する障がい児通所施設等の事業所の開拓等を図ります。

(2)障がい児保育の受け入れ支援体制の整備

特別な支援が必要な子どもの地域生活を支援し、集団保育を通して発達促進を行うため、教育・保育施設での受け入れ支援体制の整備を推進します。

施策・事業名	取組方針
障がい児保育	教育・保育施設や地域型保育事業、放課後児童クラブ等と連携し、対応できるように努めていきます。 支援が必要な児童を受け入れる保育所等に対して、市から補助を行います。

取組方針3 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

(1)虐待防止・虐待対応のための取組の推進

児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実させ、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

施策・事業名	取組方針
オレンジリボン運動	11月の児童虐待防止月間においてオレンジリボン運動や広報により啓発を行います。
要保護家庭訪問	様々なケースに対応し、必要に応じて家庭訪問を行います。
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	要保護児童、要支援児童への対応として関係機関との連携を図っていきます。

◆基本目標2 多様な子育て支援を量・質量面にわたり充実するまちづくり

取組方針4 多様な保育サービスの提供

(1)多様な保育サービスの提供

乳幼児期は、人として生きていく土台を作り、徐々に人間関係を広げていくことで社会性を身に付け、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力を養い、生活や学びの基礎となる時期です。また、核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育へのニーズも多様化しています。子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

施策・事業名	取組方針
教育・保育の質の向上	教育・保育施設と連携し、保護者の保育ニーズに対応できるように努めています。
一時預かり保育	保護者の疾病等により緊急時の保育に対応していきます。また認定こども園において、在園児に対して教育時間終了後等に保護者の就労等を理由に一時的に保育を実施していきます。
延長保育	保護者の就労等を理由に、保育所開所時間を越えて保育を実施していきます。
病児保育	病気などで集団生活が困難な子どもを専門の施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立及び子どもの健全育成に寄与していきます。
障がい児保育	教育・保育施設と連携し、対応できるように努めています。
地域子育て支援センター	親子が安心して遊べる場を提供するとともに、育児不安に対する相談にも対応していきます。

取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

(1)乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

保護者の就労状況にかかわらず、質の高い乳幼児期の学校教育・保育を提供するために、幼稚園と保育所のよさを併せ持つ認定こども園の普及に努めます。

施策・事業名	取組方針
認定こども園の普及促進	施設の意向等を確認しながら、調整していきます。

◆基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

取組方針6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

(1)安心できる出産

安心して出産を迎えるように、妊娠期の過ごし方など妊娠・出産に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行います。

施策・事業名	取組方針
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査 14回分について受診券・助成券を発行するとともに、公費助成し、経済的負担の軽減や妊婦の健康状態を把握し、健康管理に努めます。
母子健康手帳交付時指導	母子保健コーディネーターが手帳を交付します。 妊婦の生活状況等を確認し、安心して出産に臨むことができるよう努めます。また、栄養士による生活指導及び栄養指導も継続します。
産婦健診	産後の体の回復状況の確認と悩みや不安などを相談する機会として、産後2週間と産後1か月に公費助成による産婦健康調査を行います。
産後ケア事業	産婦健康診査等で不安が強い産婦に対して、母体・乳児のケア、心身のケア、育児のサポート等を行います。

(2)乳児の健やかな成長

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、赤ちゃんのいる家庭をすべて訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を実施します。また、乳児健診では、身体の発育等を確認したり、離乳食を含めた栄養指導を行います。

施策・事業名	取組方針
乳児家庭全戸訪問 (こにちは赤ちゃん訪問)	母子保健推進員が生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、子育ての情報提供や育児相談に対応していきます。
乳児健診	3～5か月児を対象に集団健診を実施し、発達・発育の確認とともに、予防接種等の説明、育児相談に対応していきます。
離乳食教室	第1子を出産された方を対象に、調理実習や試食を通して、離乳食の大切さを伝えています。

(3) 幼児の健やかな成長

子どもの発育・発達を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るとともに、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図ることで親子の状況に応じた育児相談や発達支援に努めます。

施策・事業名	取組方針
乳児一般健康診査	医療機関による個別健診として2回実施していきます。また、引き続き精密検査が必要な場合も検査料を公費助成していきます。
1歳6か月児健診	1歳6か月児から2歳未満児を対象に健診を実施し、運動器機能や言葉、生活習慣等を確認していきます。 また、フッ化物塗布やブラッシング指導も継続して行っていきます。
2歳児歯科健診	2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科健診及びフッ化物塗布(希望者)を行っていきます。
3歳児健診	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い、発達状況を確認するとともに、育児相談も対応していきます。

(4) 発達支援

小児科医師や心理カウンセラー等専門的な視点で子どもの発達状況を確認し、診察・個別相談を通じて発達支援を行います。また、ことばの発音が気になる未就学児に対して、ことばの訓練を行います。

施策・事業名	取組方針
はぐくみサポート教室	未就学児を対象に、小児科医師や心理カウンセラー等専門的な視点で子どもの発達状況を確認します。発達障害を含む障がいのある子どもについては、専門家の協力のもと診察・個別相談を行っていきます。
子ども発達相談室	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、言語聴覚士がことばの訓練を行っています。
5歳児健診	年中児を対象に実施し、子どもの発達や生活、育児の方法など、保護者の不安や悩みについて相談する機会として行います。

(5) 子育ての不安解消

子育てに関する心配事や悩みなどの相談に応じたり、家庭訪問したりすることで子育てに関する不安解消を図ります。また、必要に応じて地域の民生委員等関係機関と連携・協力して相談・指導を行います。

施策・事業名	取組方針
養育支援訪問	子育てについて悩んでいるお母さんや家族、周りに子育てについて相談する人がいなくて、不安を感じている家庭を訪問し、子育てについての不安や悩みを解消できるよう対応に努めています。
家庭児童相談室	子育てに関する悩みなどの相談に対応できるよう努めています。

取組方針7 ひとり親家庭等の自立支援

(1)ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれている状態が多いことから、経済的な自立を支援するため、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための修業に対し給付金を支給することで就労について支援し、自立を促します。

施策・事業名	取組方針
自立支援教育訓練給付	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の4割～6割相当額(上限 20万)を支給していきます。 申請者が増えることが見込まれるため、申請があった場合対応できるよう予算を確保していきます。
高等職業訓練促進給付	看護士、介護福祉士などの資格を取得するために、1年以上学校などに通う場合に生活の負担軽減を図る目的で一定期間給付金を支給していきます。 申請者が増えることが見込まれるため、申請があった場合対応できるよう予算を確保していきます。
母子自立支援員による生活支援	子育てに関する内容から就業等に関する内容まで、ひとり親が抱える課題に対応して支援を行います。

◆基本目標4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

取組方針8 安心・安全な子どもの居場所づくり

(1)地域での子育て支援

地域の子どもや子育て家庭が元気に安心して暮らせるように、見守り支え合う地域社会づくりを目指します。

施策・事業名	取組方針
民生委員・児童委員活動	地域の子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、見守り支え合う地域社会づくりに貢献していきます。
母子保健推進員活動	母子が寄り添える身近な相談者として活動するとともに、健診受診の推奨活動に貢献していきます。

(2)安心して過ごせる場所の整備と交流イベント等の情報提供

身近な地域で安心して遊び過ごせる場を提供し、子どもや親子が交流・体験できる機会の充実を図ります。

施策・事業名	取組方針
放課後児童クラブ	保護者のニーズに対応できるように努めています。
地域子育て支援拠点	親子が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児不安に対する相談にも対応していきます。
子育て世帯が交流できる施設やイベント等の情報提供	市内の公園や親子で参加できる交流イベント・サークル活動、自然体験イベント等の情報を発信していきます。

取組方針9 子ども・子育てに関する情報の共有化

(1)子ども・子育て情報の提供

地域の子ども・子育て情報が必要な人に届き、十分活用してもらえるよう情報提供していきます。

施策・事業名	取組方針
「子育て支援ガイド」について	串間市子育て支援ガイドで、市で実施している様々な子育て事業の情報を発信していきます。

第4章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

(1) 設定についての考え方

子ども・子育て支援法では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」(以下「教育・保育提供区域」)を定めることになっています。

(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市においては、第1期計画策定の際、以下のような理由から、教育・保育提供区域を『1区域(市内全域)』と設定しました。

- ① 市内の認可保育所に通う児童は、保護者自身の居住地や職場への通勤経路等を考慮して、利用可能な保育所を選択している。そのため、認可保育所の所在する近隣の地域からだけでなく、市内の広範囲から認可保育所に通園している。
- ② 利用者は、教育・保育提供区域にとらわれることなく、市内全体から、最も適切な認可保育所を選択できるため、市内全域から保育所を選ぶという傾向は変わらないものと考えられること。
- ③ 今後の整備面からみると、市内全域を1区域として、現状の認可保育所の配置状況等も十分に検討しつつ、必要とする人が利用しやすいよう、市全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能となる。

第1期計画期間においては、この教育・保育提供区域を『1区域(市内全域)』として取り組んできましたが、そうすることで、利用者のニーズに応じて、柔軟な需給バランスを確保することができました。したがって、第2期計画においても、第1期計画同様教育・保育提供区域を『1区域(市内全域)』と設定します。

第2節 子どもの人口の見通し

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、平成26年～31年各4月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数は平成31年現在の812人から令和6年には628人に、小学校児童数は平成31年現在の890人から令和6年には816人にそれぞれ減少することが見込まれています。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。なお、0歳人口は15～49歳女性の出生率と実績人口の動勢に基づき推計します。

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	132	107	101	93	88	81
1歳	118	135	110	104	96	90
2歳	129	120	137	112	106	98
0～2歳計	379	362	348	309	290	269
3歳	136	131	122	139	114	108
4歳	157	135	131	121	138	114
5歳	140	155	134	130	120	137
3～5歳計	433	421	387	390	372	359
0～5歳小計	812	783	735	699	662	628
6歳	157	138	153	133	129	119
7歳	169	155	136	151	131	128
8歳	137	167	153	134	149	129
9歳	160	139	169	155	136	151
10歳	132	159	138	168	154	135
11歳	135	132	159	138	168	154
6～11歳計	890	890	908	879	867	816
合計	1,702	1,673	1,643	1,578	1,529	1,444

第3節 幼児教育・保育の需要量及び確保方策

1 教育・保育施設(認定こども園、保育所)の需要量

第1期計画同様、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき算出するとともに、第1期計画期間中の実績、今後の子どもの将来推計を勘案し、教育・保育施設の利用を希望する量（需要量）と教育・保育施設が利用を提供できる量（確保方策）を設定しました。

(1) 需要量と確保方策

◆令和2年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		62人	0人	349人	226人	85人	722人
確保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1	70人	360人		230人	90人	750人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	360人		230人	90人	750人
	② - ① =	8人	11人		4人	5人	28人

※1 保育所、認定こども園 ※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆令和3年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		57人	0人	321人	219人	80人	677人
確保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1	70人	330人		230人	90人	720人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	330人		230人	90人	720人
	② - ① =	13人	9人		11人	10人	43人

※1 保育所、認定こども園 ※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆令和4年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		57人	0人	324人	191人	74人	646人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	70人	330人		200人	80人	680人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	330人		200人	80人	680人
	② - ① =	13人	6人		9人	6人	34人

※1 保育所、認定こども園 ※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆令和5年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		55人	0人	309人	179人	70人	613人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	70人	320人		190人	80人	660人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	320人		190人	80人	660人
	② - ① =	15人	11人		11人	10人	47人

※1 保育所、認定こども園 ※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

◆令和6年度◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		53人	0人	297人	166人	64人	580人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	70人	310人		180人	70人	630人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	310人		180人	70人	630人
	② - ① =	17人	13人		14人	6人	50人

※1 保育所、認定こども園 ※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(2) 教育・保育施設(認定こども園、保育所)の確保方策

本市においては、第1期計画期間中にすべての保育所が私立保育所に、また幼稚園(1箇所)も認定こども園に移行し、現在保育所が9箇所、認定こども園が3箇所となっています。

今後、保育所から認定こども園への移行希望もあることから、実情にあった利用定員を設定することで、現体制 [保育所、認定こども園] での確保が可能と考えます。

(3) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に添って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、引き続き保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定」について、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

(5) 教育・保育の質の向上

認定こども園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制を構築し、教育・保育施設から小学校へのスムーズな引継ぎができるよう環境づくりに努めます。

(6) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育所又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

特に、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園、保育所又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討するとともに、企業への啓発等についても併せて検討します。

2 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

◆事業概要

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場を提供するなど、子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場や育児・子育てに関する情報の提供、子育ての不安や悩みに関する相談などを実施していきます。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	10,536 人	10,128 人	8,988 人	8,436 人	7,824 人
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

◆確保方策

すこやかひろば、子育て支援センターの2箇所の子育て支援拠点でニーズに応じた子育て支援を行います。

(2) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◆事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

◆対象

乳幼児・児童

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、今後もニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(3) – 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

◆事業概要

認定こども園で、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に在園児の希望者を対象に保育を行います。

◆対象

3歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	9,424 人	8,664 人	8,664 人	8,360 人	8,056 人
1号認定	9,424 人	8,664 人	8,664 人	8,360 人	8,056 人
2号認定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	9,450 人	8,700 人	8,700 人	8,400 人	8,100 人

◆確保方策

認定こども園で確保していきます。

◆基本的な方向

認定こども園の通常の教育時間終了後の預かりなど、事業者と調整し、量の確保を図ります。

(3) – 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

◆事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に保育を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	1,018 人	956 人	909 人	861 人	816 人
確保方策	1,020 人	960 人	910 人	870 人	820 人

◆確保方策

保育所と認定こども園で確保していきます。

(4) 時間外保育事業（延長保育）

◆事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量		156人	147人	140人	132人	125人
確 保 方 策	保育事業	160人	150人	150人	140人	130人
	実施箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所

◆確保方策

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度のさらなる充実や設備等の整備、人材の確保を図りながら、保育所と認定こども園で確保していきます。

(5) 病児保育事業

◆事業概要

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育します。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	352人	331人	315人	298人	283人
確保方策	885人	885人	885人	885人	885人

◆確保方策

病気による突発的・単発的保育ニーズである本事業は、時期により利用度の差が大きい事業ですが、就労と子育ての両立を支援するために、利用ニーズを把握しながら確保していきます。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

◆対象

1年生～6年生

◆需要量

(利用人数)

下学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	198 人	190 人	180 人	176 人	162 人
確 保 方 策	人数	200 人	200 人	190 人	180 人
	実施箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所

下学年推計

(利用人数)

学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	99 人	95 人	90 人	88 人	81 人
2年生	47 人	57 人	54 人	53 人	49 人
3年生	39 人	38 人	36 人	35 人	32 人
合 計	198 人	190 人	180 人	176 人	162 人

(利用人数)

上學年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	16 人	18 人	16 人	17 人	17 人
確 保 方 策	人数	20 人	20 人	20 人	20 人
	実施箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

上學年推計

(利用人数)

学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4年生	10 人	11 人	11 人	10 人	10 人
5年生	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
6年生	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
合 計	16 人	18 人	16 人	17 人	17 人

◆確保方策

下学年については、現在実施している施設で対応していきます。また、上學年については、第1期計画期間においては、特定の見込み量は設定せず、上學年でも利用できる体制の整備に努めつつ、実際の利用は運用で対応することとしていましたが、平成31年度の利用者は29人となっており、一定のニーズがあることがわかりました。今後も状況をみながら対応を検討していきます。

(7) 妊婦健康診査

◆事業概要

安全で安心な出産を迎えるため、妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

◆対象

妊婦

◆需要量

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	107人	101人	93人	88人	81人
確保方策	107人	101人	93人	88人	81人

◆確保方策

すべての妊婦に助成できる体制は継続しつつ助成金の拡大を図ります。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

◆事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報を提供していきます。

◆対象

〇歳児

◆需要量と確保の方策

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	107人	101人	93人	88人	81人
確保方策	107人	101人	93人	88人	81人

◆確保の方策

母子保健推進員に対し、定期的な研修や会議を開催し、スキルアップを図る体制を築きます。

◆基本的な方向

乳児家庭にとって重要な事業であることから、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

(9) 養育支援訪問事業

◆確保方策

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆対象

—

◆需要量と確保方策

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	140人	140人	140人	140人	140人
確保方策	140人	140人	140人	140人	140人

◆確保方策

子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の発見に努め、支援を実施します。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◆事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(11) 利用者支援事業

◆事業概要

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度

地域子育て支援拠点事業及び子育て世代包括支援センターにおいて実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

生活保護世帯等、世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助します。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

第5章 計画の推進体制

第1節 市民、関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係各課間の密接な連携を図ります。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

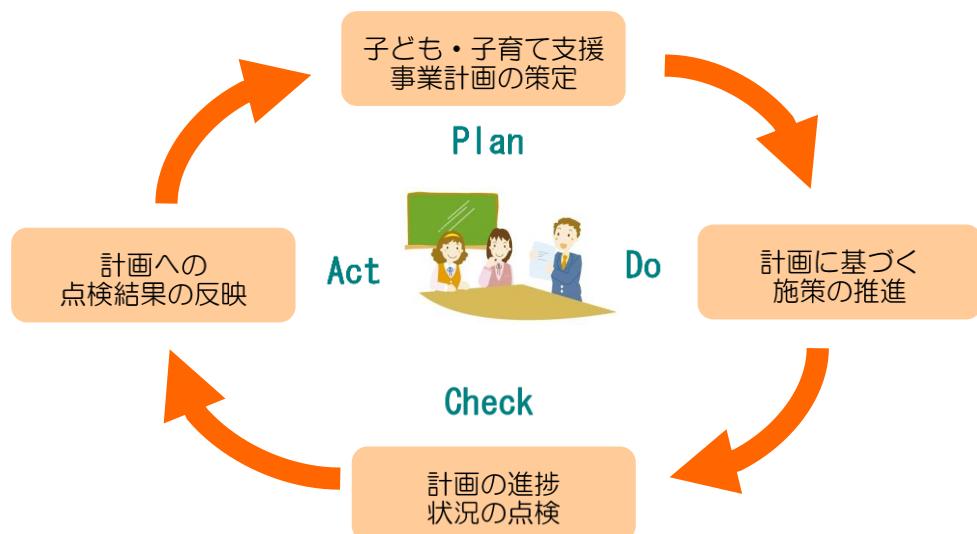
さらに、子ども・子育て支援法の枠組みを超えた総合的な子ども・子育て支援の推進にあたっては、家庭、関係団体、企業など、子どもの暮らす地域全体の意識の向上や連携体制を強化していきます。

第2節 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。毎年度、内容を点検・評価（P D C Aサイクル）し、さらに子育てニーズの変化等へ対応していく必要があります。

そのため、串間市子ども・子育て支援推進委員会において、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）で点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込みが実際の利用状況等と乖離している場合など、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



資料編

第1節 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

○串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

平成25年6月26日串間市条例第20号

串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、串間市子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

第2節 計画策定の経過

	開催日時	議題
第1回	令和元年9月30日 10:00～11:30	(1)ニーズ調査結果からみえる子ども・子育ての状況 (2)教育・保育事業所調査結果からみえる子ども・子育ての状況 (3)第1期計画の取組方針別実績及び評価
第2回	令和元年12月18日 10:00～11:10	(1)第1期計画の総括について (2)第2期計画の基本的な考え方について (3)量の見込みと確保方策等について
令和2年1月8日～2月10日		パブリックコメントの実施
第3回	令和2年2月21日 13:30～15:30	(1)串間市第2期子ども・子育て支援事業計画について (2)その他

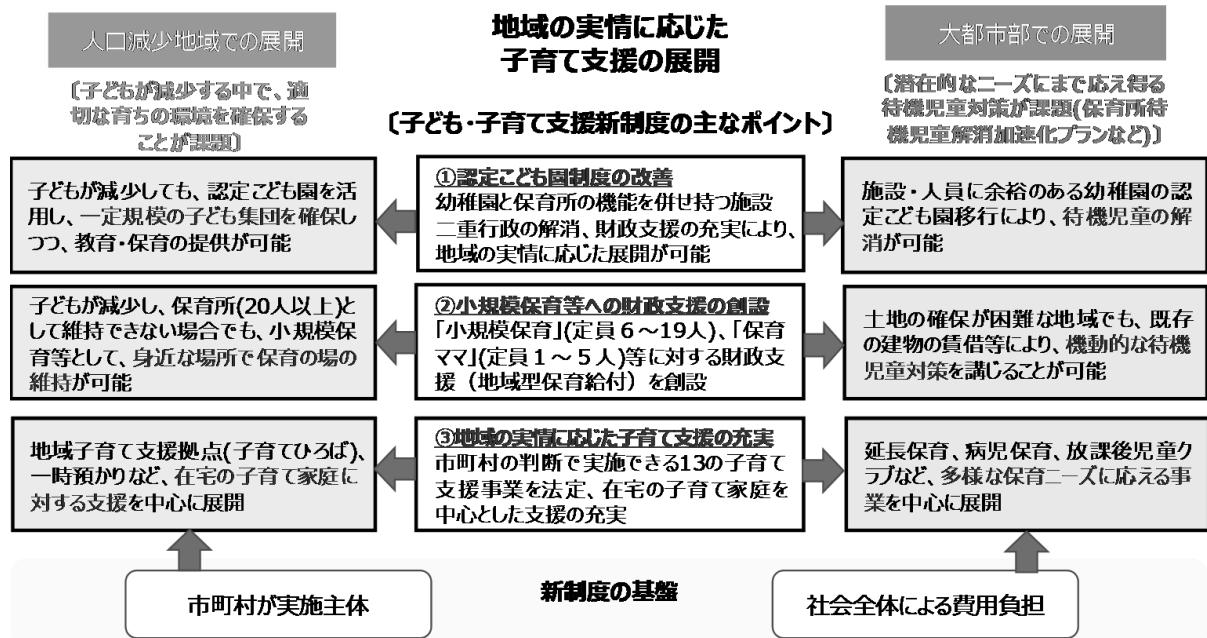
第3節 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿

【委員委嘱期間 R1.11.1～R3.10.31】

No.	区分	団体名	役職	氏名	継続/新規
1	地方公共団体	串間市福祉事務所	所長	野辺 幸治	継続
2	地方公共団体	串間市学校政策課	課長	増田 仁	継続
3	有識者	宮崎大学	教授	椋木 香子	継続
4	有識者	串間市校長会	代表	津曲 文男	継続
5	子育て支援従事者	串間市保育会	代表	崎村 英樹	継続
6	子育て支援従事者	こばと幼稚園	園長	岩下 斎彦	継続
7	子育て支援従事者	千種保育所	園長	菊永 育子	継続
8	子育て支援従事者	子育て支援センター	代表	崎村 尚子	継続
9	子育て支援従事者	串間市民生委員・児童委員協議会	代表	立本 伊佐男	継続
10	子育て当事者	串間市PTA協議会	代表	松竹 由貴	新規
11	子育て当事者	小学校保護者	代表	島田 愛子	継続
12	子育て当事者	小学校保護者	代表	本川 理恵	継続
13	子育て当事者	認定こども園保護者	代表	小西 聖子	新規
14	子育て当事者	保育園保護者	代表	河野 昌子	新規
15	事業主・労働者代表	串間市職員労働組合	代表	渡辺 英樹	継続

第4節 国の制度等の概要

子ども・子育て支援新制度の概要



ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

【子育ての環境整備】

- **保育の受け皿**については、平成 29 年度末までの整備量を 40 万人分から 50 万人分に上積み。
- **保育士の待遇**については、新たに 2 %相当（月額 6000 円程度）の待遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額 4 万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な待遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、さらなる待遇改善。
- **多様な保育士の確保・育成**に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT 等を活用した生産性向上等、総合的に取り組む。
- **放課後児童クラブ**について、平成 31 年度末までに 30 万人分の追加的に受け皿を整備。職員の待遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成 30 年度末に前倒して実現するための方策を検討。

【「希望出生率 1.8」に向けたその他取組】

- **女性の活躍**は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- **子育て世代包括支援センター**について、市町村での設置の努力義務等を法定化し、令和 2 年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成 31 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、**三世代同居・近居**をしやすい環境づくりを推進。
- **困難を有する子供・若者**（発達障がい者等）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。

子育て安心プランの概要

【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算**を平成 30 年度から平成 31 年度末までの**2 年間で確保**。（遅くとも令和 2 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M字カーブ」を解消】

- 「**M字カーブ**」を解消するため、平成 30 年度から令和 4 年度末までの**5 年間で女性就業率 80%**に対応できる**約 32 万人分**の受け皿整備。

**串間市第2期子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)**

令和2年3月

串間市 福祉事務所

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

電話 0987-72-1123 FAX 0987-72-0310